

# 山形市学校給食センター整備運営事業

## 特定事業の選定について

平成19年2月28日

山形市

山形市(以下「市」という。)は、山形市学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき実施することとし、同法第5条の規定により実施方針を策定し、平成18年12月22日に公表したところである。

このたび、本事業を特定事業として選定したので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表する。

## 1 事業概要

### (1) 事業の手法

本事業は、PFI法に基づき、市所有の土地に事業者自らが新たに学校給食センターの整備を行い、その事業期間内において施設等の維持管理及び運営を行うものである。

次に掲げる事項を十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

ア 維持管理業務及び運営業務については、「学校給食衛生管理の基準」(文部科学省)及び大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)に適合するとともに、HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)の概念を取り入れた確実な衛生管理の下で、安全でおいしい給食を提供する。

イ 食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の供給にも対応した施設とし、これに応じた給食の運営等システムを構築する。

ウ 高効率の節水・節電システムなどを導入することで、省エネルギー化を図るとともに、新エネルギーの利用などにより、環境負荷の低減に配慮した施設設備等を整備する。

エ 廃棄物(給食の残滓を含む。)の再利用・再資源化等を促進することにより、その発生を抑制し、可能な限り排出を抑制する。

オ 事業者の業務範囲に施設等の整備及び維持管理業務のみならず、給食の運営業務(調理業務等を含む。)を加えることにより、より高いVFM(Value for money)を獲得するとともに、財政支出の削減を図る。

### (2) 事業の内容

#### ア 施設概要

- |          |  |
|----------|--|
| (ア) 事業用地 | 山形市大字村木沢字向川原 4699-4 他  |
| (イ) 敷地面積 | 約 3.4ha  |
| (ウ) 提供食数 | 1日当たり最大 22,000食  |
| (エ) 施設規模 | 1日当たり 11,000食の調理能力のある施設を 2棟整備することを想定している。(3棟以上を整備する提案も可とする。) |

## イ 事業方式

P F I法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行うB T O方式とする。

## ウ 事業期間

- (ア) 設計・建設期間 平成20年1月～平成21年2月（1年2ヶ月間）
- (イ) 開業準備期間 平成21年3月1日～平成21年3月末日（1ヶ月間）
- (ウ) 維持管理・運営期間 平成21年4月～平成36年3月（15年間）

## エ 業務範囲

- (ア) 施設の設計業務
- (イ) 施設の建設・工事監理業務（既存給食センターの解体及び整地を含む。）
- (ウ) 施設の維持管理業務
- (I) 運営業務

## オ 事業者の収入

- (ア) 建設一時支払金
- (イ) 割賦料
- (ウ) 委託料

## 2 市自らが実施する場合とP F I事業として実施する場合の評価

### (1) 選定の方法

本事業を市自らが実施する場合に比較して、P F I事業として民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。具体的には、以下の手順により評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ P F I事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

### (2) 市の財政負担見込額による定量的評価

#### ア 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市自らが実施する場合及びP F I事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

市の財政負担額算定の前提条件

	市自らが実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	設計費 建設費（解体工事費を含む） 維持管理費 運営費 起債金利	設計費 建設費（解体工事費を含む） 維持管理費 運営費 支払金利 応募経費 公租公課 事業者収益 アドバイザー費 モニタリング費
共通の条件	事業期間 17年間（設計・建設2年間，維持管理・運営15年間） 実施内容 要求水準書案において想定する事業者の業務範囲 割引率 4%/年	
資金調達に関する事項	交付金 一般財源 地方債（交付金基準額分） ・基準金額から交付金を控除した額に対し，90%を充当 ・償還年数15年（据置3年） ・利率は，起債の近年動向を踏まえて設定 地方債（学校教育施設等整備事業債） ・事業費から交付金基準額を控除した額に対し，75%を充当 ・償還年数15年（据置3年） ・利率は，起債の近年動向を踏まえて設定	市からの建設一時支払金（交付金・地方債・一般財源を充当） 資本金 借入金 ・償還年数15年（据置なし） ・固定金利 ・利率は，プロジェクトファイナンスの近年動向を踏まえて設定
設計費・建設費に関する事項	施設基本計画に基づき設定	市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費・運営費に関する事項	既存給食センターの実績又は類似事例を踏まえて設定	

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると，以下のとおりとなる。ここでは，市自らが実施する場合の財政負担額を100とし，指標により比較を行う。

	財政負担の比較
市自らが実施する場合	100
P F I 事業として実施する場合	83

( 3 ) P F I 事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、学校給食サービスの水準向上、良好な衛生管理体制の構築、環境問題への対応等を、安定的かつ継続的に図ることが期待できる。

( 4 ) 事業者に移転するリスクの評価

P F I 事業として実施する場合は、市自らが実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。

これらの移転リスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

( 5 ) 総合的評価

本事業は、P F I 事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約 17%の縮減を期待することができる。とともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をP F I 事業として実施することが適当であると認められるため、P F I 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。

山形市教育委員会管理課

住所 〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25

電話 ( 023 ) 641-1212 ( 内線 610 )

F A X ( 023 ) 641-2531

電子メール kyu-shoku-pfi@city.yamagata.yamagata.jp

HP アドレス <http://www.city.yamagata.yamagata.jp>